

第1-1表

民事部の構成等 (平成30年11月1日現在)

第1 部の数

通常部	34箇部 (うち大合議部2, 医療集中部4)
専門部	17箇部
(専門部内訳)	行政4, 労働3, 商事1, 保全1, 破産再生1, 執行1, 調停・借地非訟・建築1, 交通1, 知的財産権4
合計	51箇部

第2 配置人員

1 裁判官

(1) 判 事	184人 (うち育休2人)
(2) 特例判事補	57人 (うち留学等3人, 育休2人)
(3) 判 事 補	52人 (うち常填補2人, 留学等9人, 育休1人)
計	293人

2 裁判官以外の職員

(1) 書 記 官	558
(2) 調 査 官	9人
(3) 速 記 官	22人
(4) 事 務 官	121人
計	710人

3 執 行 官

3 執 行 官	18人
4 民事調停官	13人

第3 設 備

1 法 廷

(1) 合議用	25 (うち大合議法廷1, 車椅子専用法廷1)
(2) 単独用	73 (うち1法廷にテレビ会議システム設置)
計	98 (うちラウンドテーブル設置19)

2 準備室等

2 準備室等	158
3 電話会議 (トリオホン) システム	49箇部 (未設置部-第20部, 第21部) 及び11箇所 (501号法廷並びに106, 108, 121~123, 131~133, 141及び142準備手続室) に設置

第1-2表

民事部の構成等

